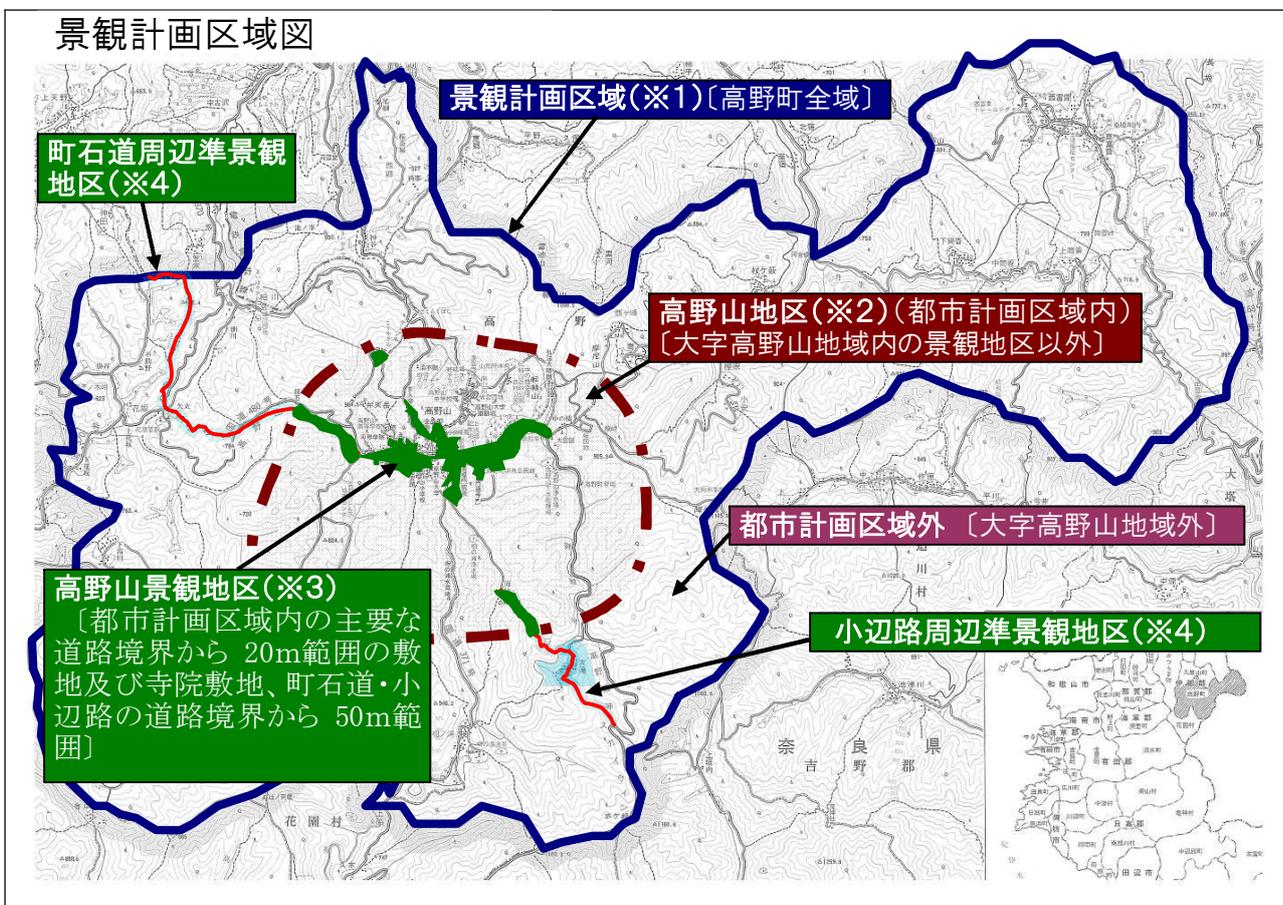


高野町景観計画区域

高野町は豊かな自然と歴史、文化を次世代へ引き継ぐため美しい景観を守り育てていくために、景観計画の区域を町全体とします。

- 景観計画区域（※1）** — 高野町全域とし、緩やかな形態意匠の制限を行いません。
- 高野山地区（※2）** — 高野町の中心部として、重点的に景観形成を図る地区
都市計画区域内（高野町大字高野山地区）
- 景観地区（※3）** — 都市計画区域内で、積極的に景観形成を図る地区
（主要な道路境界から 20m 範囲の敷地及び寺院敷地、町石道・小辺路の道路境界から 50m 範囲）
- 準景観地区（※4）** — 都市計画区域外で、積極的に景観形成を図る地区
（高野町大字花坂、細川、大滝の一部で、町石道・小辺路の道路境界から 50m 範囲及び大滝周辺地区）



主要な道路 ・ 景観地区内及び準景観区域内の国道371号、国道480号、町道五ノ室線、町道大門玉川線、町道深山線、町道弁天通2号線、町道大滝1号線、町道鶯谷線、及び町石道、小辺路。